

			<p>8 同法第31条の規定により丙種火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者の試験を実施すること。</p> <p>9 電気事業法（昭和39年法律第170号）第63条の規定による裁定に関すること。</p>		<p>設備士免状を交付すること。</p> <p>12 同法第83条の規定による立入検査をすること。</p> <p>13 火薬類取締法の規定による完成検査又は保安検査を行うこと。</p> <p>14 同法の規定による危害予防規程及び保安教育計画の認可をすること。</p> <p>15 同法第45条の規定による措置をすること。</p> <p>16 同法第45条の21の規定による立入検査をすること。</p> <p>17 同法の規定による火薬類の譲受、譲渡、消費、廃棄及び輸入の許可をすること。</p> <p>18 同法の規定による火薬庫設置の許可及び火薬類の貯蔵に係る指示をすること。</p> <p>19 同法第31条の規定により保安責任者免状を交付すること。</p> <p>20 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第45条及び第46条の規定による電気用品販売事業者の立入検査等をすること。</p> <p>21 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第46条及び第47条の</p>
--	--	--	--	--	---